

公 募 公 告

令和5年2月16日

支出負担行為担当官

京都地方法務局長 新 宮 高 明

京都地方法務局では、令和5年4月から京都市中京区の一部において、不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業を実施するところ、同作業の現地事務所として利用可能な建物の賃貸借について下記のとおり公募する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 契 約 名 登記所備付地図作成作業（大都市型）現地事務所賃貸借
- (2) 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (3) 目 的 物 募集要領による。

2 賃貸借の条件

- (1) 事務所として直ちに使用できる部分の延べ床面積が65平方メートル以上ある建物であること。
- (2) 敷金、礼金、保証金及び更新料等の契約締結時に係る費用が不要であり、契約締結後も賃貸借料以外の費用が不要であること。
- (3) 当該建物内に電気及び水道の設備があること。
- (4) 当該建物の事務所として使用する部分に、照明設備、電話配線、電気設備、及び光インターネット回線が完備され、直ちに使用できること。
- (5) 当該建物の賃貸借料(電気料及び水道料並びにその他諸費用を含む。)の翌月払が可能であること。
- (6) 当該建物が募集要領1(3)に定める実施区域内又は同実施区域から徒歩20分以内の圏内にあること。

3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 仲介人として公募に参加する場合にあつては、国土交通大臣又は京都府知

事による宅地建物取引業の免許を受けていること。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。
- (5) 京都地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けている者が、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

- (7) 本件募集要領の交付を受けていること。

4 募集要領の交付場所及び公募に関する問合せ先

(1) 交付場所

京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地
京都地方法務局会計課（担当：佐々木）
電 話 075-231-0185（直通）

(2) 交付期限

令和5年2月28日（火）午後5時15分まで

5 公募参加の申込み

公募に参加する者は、令和5年3月1日（水）午後5時15分までに募集要領において定める書類を上記4(1)の場所まで提出すること。